

平成25年
工事監査報告書

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、
平成25年工事監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

平成26年2月18日

東京都監査委員 高橋 かずみ

同 野上 純子

同 友淵 宗治

同 筆谷 勇

同 金子 庸子

※ 計数については、原則として、表示単位未満を切り捨てて表示しているため、合計等と一致しない場合がある。

目 次

第1	監査の概要	1
1	監査の目的	1
2	監査期間	1
3	監査対象	1
4	監査の観点	1
5	重点監査事項	2
6	監査結果の概要	2
	(1) 総括	2
	(2) 重点監査事項	6
	(3) 主な指摘事例（概要）	7
第2	監査の結果	10
1	積算（単価設定）	10
	(1) 照明器具の単価設定を適正に行うべきもの（指摘事項：福祉保健局）	
	(2) 人工木デッキの単価設定を適正に行うべきもの（指摘事項：建設局）	
	(3) 内装工事における単価設定を適切に行うべきもの（指摘事項：建設局）	
	(4) 照明器具の複合単価の設定を適正に行うべきもの（指摘事項：東京消防庁）	
	(5) コンクリート工の積算を適正に行うべきもの（指摘事項：交通局）	
	(6) 防水改修工事の単価設定を適切に行うべきもの（指摘事項：下水道局）	
	(7) 受変電設備改修における積算を適正に行うべきもの（指摘事項：教育庁）	
2	積算（数量算出等）	12
	(8) 石綿処理工事の数量計算を適正に行うべきもの（指摘事項：病院経営本部）	
	(9) 仮設鋼材運搬費の積算を適正に行うべきもの（指摘事項：水道局）	
3	施工	13
	(10) 高所作業について受注者を適切に指導、監督すべきもの (指摘事項：都市整備局)	
	(11) 消防用設備等の修理に係る手続を適切に行うべきもの (指摘事項：病院経営本部)	

- (12) 運転保守管理委託における監督業務を適切に行うべきもの
(指摘事項：病院経営本部)
- (13) スクラップの運搬において道路の通行条件を確認するよう受注者を適切に指導、監督すべきもの
(指摘事項：建設局)
- (14) 産業廃棄物処理について受注者を適切に指導、監督すべきもの
(指摘事項：建設局)
- (15) 掘削作業について受注者を適切に指導、監督すべきもの
(指摘事項：建設局)
- (16) 高所作業について受注者を適切に指導、監督すべきもの (指摘事項：建設局)
- (17) 斜面における工事について適切な転落防止措置を行うよう受注者を指導、監督すべきもの
(指摘事項：建設局)
- (18) 電気設備改修工事における設計変更を適切に行うべきもの
[重点監査事項] (指摘事項：建設局)
- (19) 機器設置工事における耐震措置の施工監理を適切に行うべきもの
(指摘事項：交通局)
- (20) 工事の安全管理について受注者を適切に指導、監督すべきもの
(指摘事項：水道局)
- (21) 工事の安全管理について受注者を適切に指導、監督すべきもの
(指摘事項：水道局)
- (22) 工事の施工管理について受注者を適切に指導、監督すべきもの
(指摘事項：下水道局)
- (23) クレーン作業について受注者を適切に指導、監督すべきもの
(指摘事項：下水道局)
- 4 その他 19
- (24) 既済部分払に係る手続を適切に行うべきもの (指摘事項：環境局)
- (25) 監督員の任命・通知と受注者の指導、監督を適正に行うべきもの
(指摘事項：下水道局)

別表 平成25年工事監査対象一覧表 20

第1 監査の概要

1 監査の目的

工事監査は、都が実施した工事等を対象に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項に基づき行う監査である。

監査は、計画、設計、積算、施工等の各段階において、技術面等から当該工事が適正に行われているかという観点を主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意し、実施している。

2 監査期間

平成25年1月16日から平成26年1月16日まで

3 監査対象

今回の工事監査対象局は、総務局、財務局、主税局、生活文化局、オリンピック・パラリンピック準備局（注）、都市整備局、環境局、福祉保健局、病院経営本部、産業労働局、中央卸売市場、建設局、港湾局、東京消防庁、交通局、水道局、下水道局、教育庁、警視庁の計19局及び島しょ関係部局（三宅支庁管内、小笠原支庁管内）である。

監査は、平成24年度に締結した100万円以上の工事等を中心に、1万5,673件（1兆6,584億余円）を対象として、1,650件（3,593億余円）の工事等を抽出して実施した（抽出件数率：10.5%、抽出金額率：21.7%）。

なお、対象局及び対象工事等の件数、対象額は、別表「平成25年工事監査対象一覧表」のとおりである。

（注）東京都組織条例の一部改正により、平成26年1月1日付けでスポーツ振興局が改組されオリンピック・パラリンピック準備局が設置された。

4 監査の観点

監査に当たっては、計画・設計・積算、施工、その他の3つの分野ごとに、以下のとおり着眼点を設定した。

（1）計画・設計・積算

ア 施設の目的や全体計画に照らして、工事の内容、規模、工法、施工時期等は適切か

イ 設計・積算は、法令、基準等に基づき適正に、かつ合理的、経済的に行われているか

- ウ 設計は、安全性、使用性や将来の維持管理のしやすさなどに配慮されているか
- エ 使用機器、材料の選定や新技術、新工法の採用は、適切に行われているか
- オ 環境への配慮が十分に行われ、資源の有効活用などが図られているか

(2) 施工

- ア 施工は、設計図書に基づき的確に行われているか
- イ 設計が現場の実態に適合しない場合の変更協議等は、適時、適切に行われているか
- ウ 工程、品質、安全等の管理は、適切に行われているか
- エ 材料、出来高、しゅん工等の検査は、適正に行われているか
- オ 建設副産物の処理等は適切に行われているか

(3) その他

- ア 施設の維持管理は、適切に行われているか
- イ 長期的な視点に立って、維持管理方法の検討、改善に努めているか
- ウ 工事実施前に必要な事務（使用許可等）は、適切に行われているか
- エ 入札契約適正化法に基づく取組は、適正に行われているか

5 重点監査事項

平成25年の工事監査においては、平成24年に発生した贈収賄事件の経緯を踏まえ、「設計変更」を重点監査事項として設定した。

工事監査で抽出した全案件（1,650件）のうち設計変更を行っている案件（569件）について、設計変更が適切に行われているかを適正性、経済性などの観点から検証を行った。

6 監査結果の大要

(1) 総括

平成25年工事監査の結果について見ると、表1「局別指摘事項等一覧表」のとおり、指摘事項は、都市整備局ほか9局に対し25件（過大積算額計約3,101万円）である。

指摘事項の観点別内訳は、表2のとおりである。

- ① 積算では、見積りの精査不足や単価設定、数量算出における単純な間違いなど、担当者の不注意や精査不足が認められた。
- ② 施工では、安全対策、工事記録写真の不備、廃棄物処理表示の不適切など、

施工管理において発注者である都が、受注者の指導、監督を十分に行っていないものが認められた。

- ③ その他、技術的な知識や経験が十分でない専門外の職員が担当した工事において、単価設定や数量の間違い、積算基準や仕様書等の理解不足など、設計・積算、施工管理等における基本事項が理解されていないものが認められた。

これらの要因として、

- ① 設計・監督業務の委託化の進展により、設計・工事監督の実務経験の機会が減少し、技術的内容の理解力、判断力の低下等が見られること、また、誤りを未然に防ぐチェックが組織的に十分に機能していないこと
- ② 工事監督の経験不足や法令等の理解不足などにより、受注者に対して施工管理に関する十分な指導、監督ができないこと
- ③ 専門外の職員が行う設計・積算、施工管理等への支援体制が十分でないことなどが考えられる。

平成25年9月、ブエノスアイレスで開催されたIOC総会において、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の東京開催が決定した。技術職員には、オリンピック関連施設や都市基盤施設の整備とともに、既存施設の適切な維持管理や長寿命化対策が求められている。その一方で、10月には台風26号による土砂災害により、大島町で多数の死傷者、行方不明者が発生したことから、地震、津波、台風等の自然災害から都民の生命財産を守るため、施設の新設や改良など、多くの課題への対応も求められている。このため、限られた財源や人材で創意工夫を凝らし、あらゆる無駄を排するとともに、職員一人ひとりの技術力を高め、判断力を養うことが不可欠である。さらに、工事实施の際にも、設計・積算の誤りや施工上の事故などを未然に防止する取組の強化にも努めなければならない。

各局においては、技術力を維持向上させるため、引続き、経験豊かな職員の持つ技術の継承、職員のスキルアップなど、さらなる実効性を高める取組が求められる。

また、必要とする人材の計画的な確保や育成、知識・経験が少ない専門外の職員や若手職員による技術的業務を改善するため、技術職員の補強や部局を越えた支援体制の拡大を図るなど、組織的な取組も求められる。

(表1) 局別指摘事項等一覧表

区分 局名	指 摘 事 項				意 見・要 望 事 項				合 計
	設 計 積 算	施 工	そ の 他	計	設 計 積 算	施 工	そ の 他	計	
総 務 局				0					0
財 務 局				0					0
主 税 局				0					0
生活文化局				0					0
おひろく・パ ルおひろく準備局				0					0
都市整備局		1		1					1
環 境 局			1	1					1
福祉保健局	1			1					1
病院経営本部	1	2		3					3
産業労働局				0					0
中央卸売市場				0					0
建 設 局	2	6 (1)		8 (1)					8 (1)
港 湾 局				0					0
東京消防庁	1			1					1
交 通 局	1	1		2					2
水 道 局	1	2		3					3
下 水 道 局	1	2	1	4					4
教 育 庁	1			1					1
警 視 庁				0					0
島 し よ				0					0
合 計	9	14 (1)	2	25 (1)					25 (1)

注) 1 指 摘 事 項 …… 是正・改善を求めるもの

意見・要望事項 …… 改善について検討を求めるもの

2 () 書きは、重点監査事項（設計変更）に係るものであり、内数である。

(表2) 指摘事項の観点別内訳

観点区分		件数	主な指摘事項
設計 ・ 積算	単価設定	7	○コンクリート工の積算を適正に行うべきもの (P. 11) ○受変電設備改修における積算を適正に行うべき もの(P. 12)
	数量算出等	2	○仮設鋼材運搬費の積算を適正に行うべきもの (P. 13)
施工 (重点監査事項)		14 (1)	○高所作業について受注者を適切に指導、監督すべ きもの(P. 13) ○消防用設備等の修理に係る手続を適切に行うべ きもの(P. 13) ○スクラップの運搬において道路の通行条件を確 認するよう受注者を適切に指導、監督すべきもの (P. 14) ○電気設備改修工事における設計変更を適切に行 うべきもの(P. 16)
その他		2	○監督員の任命・通知と受注者の指導、監督を適正 に行うべきもの(P. 19)
計		25 (1)	

※重点監査事項：「設計変更」は施工に含まれ、件数は()で内数。

(2) 重点監査事項

重点監査事項として設定した「設計変更」について、次の着眼点に基づき監査を行った。

- ア 変更する必要があったのか
- イ 変更の内容は適切で、かつ経済的なものであるか
- ウ 変更の際し、適切に図面を作成しているか
- エ 変更の金額算出は、適切に行われているか
- オ 工期の変更は、適切に行われているか
- カ 変更を行う時期は適切か
- キ 変更手続(指示書、変更協議書、承諾書等)は適切に行われているか
- ク 当初契約と全く関係のない工事の追加を契約変更で処理していないか
- ケ 変更図面どおりに正しく施工され、適正に検査されているか

監査対象部所における設計変更の状況は、表3「設計変更一覧表」のとおりである。このうち、設計変更に係る指摘事項は、1件認められた。

その内容は、施工内容を変更する際、設計変更手続を適切に行っていないものである。(P. 16)

要因としては、設計変更におけるチェック体制が十分でないことや工事請負契約設計変更ガイドラインの認識不足が考えられる。

このような誤りを未然に防止するためには、複数によるチェック体制の充実や設計変更ルールの周知徹底が必要である。

(表3) 設計変更一覧表

項目		職種			
		土木	建築	設備	全体
監査の対象工事等	全体件数 A	8,174	1,987	5,512	15,673
	全体契約金額 (百万円)	990,618	246,997	420,820	1,658,435
	設計変更件数 B	2,848	391	780	4,019
	変更案件契約金額 (百万円)	658,312	117,845	126,690	902,847
	変更件数率 C = B / A	34%	19%	14%	25%
監査を行った工事等	全体件数 D	526	473	651	1,650
	全体契約金額 (百万円)	148,482	125,832	85,073	359,387
	設計変更件数 E	319	112	138	569
	変更案件契約金額 (百万円)	123,010	46,696	28,394	198,100
	変更件数率 F = E / D	60%	23%	21%	34%

(3) 主な指摘事例（概要）

ア 積算（単価設定）

- コンクリート工の積算を適正に行うべきもの

[交通局]（指摘事項）（P. 11）

局積算基準では、コンクリート工（ポンプ車打設）の単価にはコンクリート材料費が含まれるものとしているにもかかわらず、本工事の積算では、コンクリート工（ポンプ車打設）とコンクリート材料費が計上されており、コンクリート材料費を別途計上していることは適正でない。

このため、積算額約992万円が過大なものとなっている。

[経済性]

- 受変電設備改修における積算を適正に行うべきもの

[教育庁]（指摘事項）（P. 12）

空調設備改修工事に伴う電気設備工事を行う際に、標準単価等に適用できるものがないと判断したため、見積りを参考に単価を設定している。

しかしながら、改修内容の材料費は、建設資材定期刊行物に、工費は、標準単価に設定されており、見積りを参考に価格を設定することは適正ではない。

このため、積算額約102万円が過大なものとなっている。

[経済性]

イ 積算（数量算出等）

- 仮設鋼材運搬費の積算を適正に行うべきもの

[水道局]（指摘事項）（P. 13）

流入管路部分掘削に必要な仮設鋼材（約8t）の運搬費積算について見ると、誤ってポンプ所部分に必要な仮設鋼材数量約242tを計上している。

このため、積算額約203万円が過大なものとなっている。

[経済性]

ウ 施工

- 高所作業について受注者を適切に指導、監督すべきもの

[都市整備局] (指摘事項) (P. 13)

大型標識の設置についてみると、標識板等の取付を高所作業車により行っているが、その際、転落防止措置である安全帯の使用が認められなかった。

このことは、労働安全衛生規則の規定に反しており、危険な作業である。

[合規性]

- 消防用設備等の修理に係る手続を適切に行うべきもの

[病院経営本部] (指摘事項) (P. 13)

消防法令では、消防用設備等の工事は、適正な設置や管理のため、消防設備士が行うとともに、消防用設備等試験結果報告書及び図面等の図書を添えた書類を消防署へ提出し、検査を受けることなどが定められている。

しかしながら、本工事の作成書類について見ると、施工計画等で消防設備士の関与が確認できないこと、また、消防署への届出書も確認できないことは適切でない。

[合規性]

- スクラップの運搬において道路の通行条件を確認するよう受注者を適切に指導、監督すべきもの

[建設局] (指摘事項) (P. 14)

本工事のスクラップ売却に伴う搬出状況について見ると、一部の搬出車両総重量が一般制限値を超過しているが、道路法第47条の2及び東京都土木工事標準仕様書に規定された必要となる通行許可を取得していない。

[合規性]

○ 電気設備改修工事における設計変更を適切に行うべきもの

[重点監査事項][建設局] (指摘事項) (P. 16)

照明器具の施工について見ると、取り付けに改造が必要なため、設計変更を行っている。

この変更手続を見ると、変更理由、経緯を記した協議書及び指示書を事前に作成していないことが認められた。

このことは、工事請負契約設計変更ガイドラインの手続に沿っておらず、適切でない。

[合规性]

エ その他

○ 監督員の任命・通知と受注者の指導、監督を適正に行うべきもの

[下水道局] (指摘事項) (P. 19)

当該工事では、工事を監理する監督員の任命が行われておらず、受注者への通知も行われていないことが認められた。また、受注者が提出義務を負う労災保険加入確認書の受理が認められなかった。

工事を適切に監理する上で必要不可欠な監督員の任命と通知や、労災保険法が守られているかを確認する労災保険加入確認書の受理がされていないことは、適正ではない。

[合规性]

第2 監査の結果

1 積算（単価設定）

（1） 照明器具の単価設定を適正に行うべきもの（指摘事項）

東京都立萩山実務学校（23）児童棟増築電気設備工事（東村山市萩山町一丁目37番1号、工期：平成24. 2. 24～平成25. 2. 19、契約金額：3,949万5,750円）は、児童棟増築に伴う電気設備工事を行うものである。

このうち、エントランスホール及びダイニング等に設置した照明器具の単価設定について見ると、カタログの価格を誤って入力し、過大に単価を設定していた。

本来入力すべきカタログの価格を用いて試算すると、積算額約365万円を縮減することができる。

照明器具の単価設定を適正に行われたい。

（福祉保健局）

（2） 人工木デッキの単価設定を適正に行うべきもの（指摘事項）

武蔵野の森公園管理施設新築工事（府中市朝日町三丁目地内、工期：平成25. 1. 25～平成25. 9. 20、契約金額：1億3,621万6,500円）は、都立武蔵野の森公園内に、管理施設（風雨等の天候に影響されずに子供が安心して自由に遊ぶことができる空間を併設）を新築するものである。

このうち、中庭の人工木デッキの単価設定について見ると、下地のコンクリートを打設するためのコンクリートポンプ圧送費を、人工木デッキ全体の約79m²で1回計上すべきところ、誤って1m²当たり1回を計上して単価設定したため、積算額約578万円が過大なものとなっている。

人工木デッキの単価設定を適正に行われたい。

（建設局）

（3） 内装工事における単価設定を適切に行うべきもの（指摘事項）

上野動物園飼育センター整備工事（台東区上野公園地内、工期：平成24. 11. 16～平成25. 12. 13、契約金額：5億8,590万円）は、管理施設の分散立地、老朽化、機能不足を解消する為に、飼育センターを新築するものである。

ところで、内装工事の天井ロックウール吸音板張りの単価について見ると、材料費について1m²あたりの価格を設定すべきところ、1梱包（18枚3.24m²）分の価格を誤って設定するなど、割高なものとなっている。

このため、積算額約499万円が過大なものとなっている。

内装工事における単価設定を適切に行われたい。

（建設局）

(4) 照明器具の複合単価の設定を適正に行うべきもの (指摘事項)

東京消防庁第八消防方面本部事務棟庁舎(23)増築電気設備工事(立川市泉町1156番地1号、工期:平成24.2.28~平成25.3.8、契約金額:6,616万6,800円)は、庁舎増築に伴う電気設備工事を行うものである。

このうち、一部の汎用性の低い照明器具は、庁単価にないことから独自に単価(複合単価)を設定している。

ところで、その単価の内訳における工費について見ると、1台の工費とすべきところ、誤ってその全設置数量の9台の工費としている。

このため、積算額約96万円が過大なものとなっている。

照明器具の複合単価の設定を適正に行われたい。

(東京消防庁)

(注)複合単価

施工単位当たりの単価で、照明器具1台を施工するのに必要な材料費、工費を含んだもの。

複合単価=材料費+工費

(5) コンクリート工の積算を適正に行うべきもの (指摘事項)

三田線春日駅エレベーター設置土木・建築その他工事(文京区本郷四丁目15番地先(三田線春日駅構内)、工期:平成24.8.9~平成25.4.15、契約金額:2億8,980万円)は、バリアフリー化のため、三田線春日駅において、ホームとホーム下の連絡通路を結ぶエレベーターを設置するものである。

このうち、コンクリート工の積算について見ると、局積算基準では、コンクリート工(ポンプ車打設)の単価にはコンクリート材料費が含まれるものとしている。

しかしながら、本工事の積算では、コンクリート工(ポンプ車打設)とコンクリート材料費が計上されており、コンクリート材料費を別途計上していることは適正でない。

このため、積算額約992万円が過大なものとなっている。

コンクリート工の積算を適正に行われたい。

(交通局)

(6) 防水改修工事の単価設定を適切に行うべきもの (指摘事項)

八王子水再生センター汚泥処理棟ほか1箇所屋上防水工事(八王子市小宮町501番地(八王子水再生センター内)、工期:平成24.12.17~平成25.3.19、契約金額:3,395万1,750円)は、沈砂池ポンプ棟及び汚泥処理棟の経年劣化した屋上防水の改修を行うものである。

このうち、防水改修工事では、既存伸縮目地(成形伸縮目地)を撤去して、改修用伸縮目地

(シーリング)を充填することになっていたが、その積算を見ると、新設時に適用する成形伸縮目地の高い単価を用いていた。

このため、積算額約134万円が過大なものとなっている。

防水改修工事の単価設定を適切に行われたい。

(下水道局)

(注) 伸縮目地

コンクリート構造物において、一定区画ごとに変形を吸収する弾性のある材料を用いて設けられ、温度伸縮や外荷重などによる過度のひびわれを防止する役割をもつ。

成形伸縮目地は、防水工事の新設時に設けられる発泡樹脂等の材料であり、シーリングは、改修時などにおいて、隙間や目地を埋めるために充填する材料である。

(7) 受変電設備改修における積算を適正に行うべきもの (指摘事項)

都立白鷗高等学校(24)空調設備改修電気工事(台東区元浅草一丁目6番22号、工期:平成24.6.15~平成25.1.31、契約金額:2,069万2,980円)は、空調設備改修工事に伴う電気設備工事を行うものである。

ところで、庁では積算にあたり、単価の設定を以下の順で決定することとしている。

- ア 標準単価
- イ 建設資材定期刊行物
- ウ 公表価格(カタログ価格)
- エ 見積価格

本工事の受変電設備改修の積算について見ると、標準単価等に適用できるものがないと判断したため、見積りを参考に単価を設定している。

しかしながら、改修内容の材料費は、建設資材定期刊行物に、工費は、標準単価に設定されており、見積りを参考に価格を設定することは適正ではない。

このため、積算額約102万円が過大なものとなっている。

受変電設備改修における積算を適正に行われたい。

(教育庁)

2 積算(数量算出等)

(8) 石綿処理工事の数量計算を適正に行うべきもの (指摘事項)

都立広尾病院(24)熱源機械室改修工事(渋谷区恵比寿二丁目34番10号、工期:平成24.11.30~平成25.3.8、契約金額:3,360万円)は、ガスコージェネレーションシステムの導入に伴い、設置予定場所である地下2階熱源機械室内の改修工事を行うものである。

このうち、石綿処理工事の予定額の積算について見ると、積算に必要な数量を別契約の委託

により算出しているが、本部は、これを十分に精査せずに設計数量としたため、積算額約129万円が過大なものとなっている。

石綿処理工事の数量計算を適正に行われたい。

(病院経営本部)

(注) ガスコージェネレーションシステム

クリーンな天然ガスを用いて発電し、その際に発生する排熱を冷暖房や給湯などに無駄なく利用する省エネルギーシステムのこと。

(9) 仮設鋼材運搬費の積算を適正に行うべきもの (指摘事項)

大船ポンプ所(仮称)築造及び送水管(700mm)新設工事(八王子市大船町1048番2外1か所、工期:平成24.6.25~平成26.8.6、契約金額:5億3,401万9,500円)は、受水ルートの新設により多摩西南部地域への安定した給水を確保することを目的とし、送水用のポンプ所等を築造するものである。

本工事のポンプ所地下部及びポンプ所に接続する流入管路部の築造にあたっては、崩落防止のため、それぞれ仮設鋼材を使用して施工することとしている。

このうち流入管路部分の仮設鋼材(約8t)の運搬費積算について見ると、誤ってポンプ所部分に必要な仮設鋼材数量約242tを計上している。

このため、積算額約203万円が過大なものとなっている。

仮設鋼材運搬費の積算を適正に行われたい。

(水 道 局)

3 施工

(10) 高所作業について受注者を適切に指導、監督すべきもの (指摘事項)

道路改良工事(24土-1)(練馬区高松六丁目地内から同区光が丘七丁目地内、工期:平成24.10.1~平成24.12.28、契約金額:1億1,226万4,950円)は、道路の新設に伴う交差点改良工事として舗装及び安全施設等の整備を行うものである。

このうち、大型標識の設置についてみると、標識板等の取付を高所作業車により行っているが、その際、転落防止措置である安全帯の使用が認められなかった。

このことは、労働安全衛生規則の規定に反しており、危険な作業である。

高所作業について受注者を適切に指導、監督されたい。

(都市整備局)

(11) 消防用設備等の修理に係る手続を適切に行うべきもの (指摘事項)

消防設備修理(府中市武蔵台二丁目6番地の1 東京都立神経病院、工期:平成24.8.7~平成24.9.20、契約金額:241万5,000円)は、スプリンクラー設備、ハロゲ

ン化物消火設備、自動火災報知設備等の修理を行うものである。

ところで、消防法令では、消防用設備等の工事は、適正な設置や管理のため、消防設備士が行うとともに、消防用設備等試験結果報告書及び図面等の図書を添えた書類を消防署へ提出し、検査を受けることなどが定められている。

しかしながら、本工事の作成書類について見ると、消防用設備等の工事であるにもかかわらず、施工計画等で消防設備士の関与が確認できないこと、また、消防署への届出書も確認できないことは適正でない。

消防用設備等の修理に係る手続を適切に行われたい。

(病院経営本部)

(1 2) 運転保守管理委託における監督業務を適切に行うべきもの (指摘事項)

多摩メディカルキャンパス設備運転保守管理委託(府中市武蔵台二丁目9番2号ほか、工期：平成24.4.1～平成25.3.31、契約金額：1億9,635万円)は、エネルギー棟ほか2箇所の電気、空調設備等の運転保守管理を行うものである。

ところで、本委託は対象設備の運転及び維持管理を適切に行い、施設の円滑な運営と安全の確保を目的としている。その観点から、仕様書では機器の運転に必要な資格者及び実務経験・能力を有する者を配置するよう記載されている。

しかしながら、受託者から提出された書類には、これらを証明する資料の添付はなく、発注者側の監督員の確認も不十分なまま保守管理委託が実施されていた。

運転保守管理委託における監督業務を適切に行われたい。

(病院経営本部)

(1 3) スクラップの運搬において道路の通行条件を確認するよう受注者を適切に指導、監督すべきもの (指摘事項)

善福寺川整備工事(その4)(杉並区堀ノ内二丁目地内から同区堀ノ内一丁目地内、工期：平成23.1.5～平成25.2.8、契約金額：8億4,969万8,850円)は、当該流域が市街化の進展に伴う保水能力の低下により、水害の危険性が高まっていることから、1時間あたり50ミリ規模の降雨に対応する護岸を整備するものである。

ところで、道路法第47条の2では、車両制限令に定める一般的制限値(総重量20t、ただし、高速自動車国道・指定道路については最大25tなど)を超える特殊車両を通行させようとする者は、通行しようとする道路管理者に対して、通行を申請し許可を得なければならないと定めている。また、東京都土木工事標準仕様書において、受注者は建設機械、資材等の運搬に当たって、車両制限令における一般的制限値を超える車両を通行させる時は、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない、と定めている。

しかしながら、本工事のスクラップ売却に伴う搬出状況について見ると、搬出車両12台の

うち、3台において総重量が一般制限値を超過しているが、必要となる通行許可を取得していない。

スクラップの運搬において、道路の通行条件を確認するよう受注者を適切に指導、監督されたい。

(建設局)

(14) 産業廃棄物処理について受注者を適切に指導、監督すべきもの (指摘事項)

路面補修工事(23北北の13・歩道改善)ほか5件(昭島市宮沢町二丁目地内から同市大神町三丁目地内、工期:平成23.10.11~平成24.10.29、契約金額:1億5,580万3,200円)は、経年劣化した路面の補修を行うものなどである。

ところで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)では産業廃棄物処理業者の監視強化及び不法投棄防止のため、産業廃棄物の収集運搬車両にはその両側面への産業廃棄物の収集運搬車両である旨等の表示を義務付けている。

しかしながら、アスファルト・コンクリート塊などの運搬の工事記録写真を見ると、複数の事務所の工事で産業廃棄物収集運搬車両の両側面への表示が確認できない。

産業廃棄物処理について受注者を適切に指導、監督されたい。

(建設局)

(15) 掘削作業について受注者を適切に指導、監督すべきもの (指摘事項)

舎人公園園路整備工事(足立区西伊興一丁目地内ほか、工期:平成24.11.26~平成25.6.28、契約金額:6,958万6,650円)は、都市計画公園として買収した用地に外周園路等の整備を行うものである。

ところで、建設工事公衆災害防止対策要綱(土木工事編 建設省)第41では、受注者は地盤を掘削する場合、掘削の深さが1.5mを超える場合には原則として土留工を施すものとしている。

しかしながら、当該工事における既存埋設物を調査する試掘工及び街路灯設置の作業について見ると、1.5m以上の掘削作業が発生したにもかかわらず、土留工を受注者が行わずに、掘削・埋戻し作業を実施していた。

このような状況は、掘削面の崩落事故につながりかねない大変危険なものであることから、受注者に関係法令を守った安全対策を確実に実施させるべきである。

掘削作業について受注者を適切に指導、監督されたい。

(建設局)

(16) 高所作業について受注者を適切に指導、監督すべきもの (指摘事項)

道路改修工事及び補償代行工事(西一駒木の10)(青梅市長淵七丁目地内から同市駒木町一丁目地内 一般国道411号 (吉野街道)、工期:平成23.12.19~平成24.7.31、

契約金額：4,877万400円)は、都市計画道路(青梅3・4・1)を整備するものである。

ところで、労働安全衛生規則では労働者の安全確保のため、高さが2m以上の箇所での作業を行う場合には転落防止措置を実施するよう義務付けている。

しかしながら、工事では、道路を拡幅するため崖地に擁壁を設置したが、完成した擁壁の高さや幅を確認するために撮影された測定状況写真について見ると、地上高約5mの箇所で測定作業が行われているにもかかわらず、転落防止措置が認められなかった。

このことは、労働安全衛生規則の規定に反しており、危険な作業である。

高所作業について受注者を適切に指導、監督されたい。

(建設局)

(17) 斜面における工事について適切な転落防止措置を行うよう受注者を指導、監督すべきもの

(指摘事項)

道路災害防除工事(24奥の1)(西多摩郡奥多摩町川野地内、工期：平成24.7.23～平成25.4.16、契約金額：1億8,141万7,950円)は、道路に面した危険な斜面に崩落防止措置を行うものである。

ところで、労働安全衛生規則第518条及び第519条では、墜落による危険を防止するための措置を義務付けており、勾配が40度以上の斜面上を転落することも上記規則の墜落に含まれると解されている。

しかし、今回工事の斜面安定工について見ると、傾斜が40度を超える斜面において作業しているにもかかわらず、転落防止用の綱を使用するなどの作業員の転落防止措置がとられていない。

このことは、安全衛生規則の規定に反するものであり、安全な作業形態ではない。

斜面における工事について適切な転落防止措置を行うよう受注者を指導、監督されたい。

(建設局)

(18) 電気設備改修工事における設計変更を適切に行うべきもの [重点監査事項](指摘事項)

第六建設事務所ほか2件電気設備改修工事(足立区千住東二丁目10番10号ほか2ヶ所、工期：平成24.7.13～平成24.12.10、契約金額：2,537万1,150円)は、照明器具の更新を行うものである。

このうち、第六建設事務所における一部の照明器具の施工について見ると、取り付けに改造が必要なため、設計変更を行っている。

この変更手続を見ると、変更理由、経緯を記した協議書及び指示書を事前に作成していないことが認められた。

このことは、東京都の「工事請負契約設計変更ガイドライン」の手続に沿っておらず、適切

でない。

電気設備改修工事における設計変更を適切に行われたい。

(建 設 局)

(19) 機器設置工事における耐震措置の施工監理を適切に行うべきもの (指摘事項)

新宿線本八幡駅給水設備更新その他工事(市川市八幡二丁目16番13号、工期：平成24.3.7～平成24.8.31、契約金額：8,591万8,350円)は、本八幡駅及び地下鉄会館の給水設備や空調換気設備などの更新を行うものである。

このうち、機器設置工事における耐震措置の施工監理について見ると、次のような不適切な状況が認められた。

ア 水槽及び空調用室外機を固定するアンカーボルトの耐震計算書を提出させていない。

イ ボイラー及びポンプの固定用アンカーボルトの施工に当たって、施工前に受注者から提出のあった耐震計算書に記載されている、材料や埋め込み深さの確認をしていない。

ウ 水槽廻りの配管用フレキシブルジョイントの施工に当たって、東京都機械設備工事標準仕様書に基づいて、材料や据付時の可とう性の確認をしていない。

機器設置工事における耐震措置の施工監理を適切に行われたい。

(交 通 局)

(注) 可とう性

地震等の力による振動やねじれを吸収できる性質のこと。可とう性のあるゴム製ホース等は、配管に加わった力を逃がすといった用途で活用されている。

(20) 工事の安全管理について受注者を適切に指導、監督すべきもの (指摘事項)

港区白金台三丁目19番地先から同区白金台三丁目16番地先間配水本管(500mm)移設工事(港区白金台三丁目19番地先から同区白金台三丁目16番地先間、工期：平成23.10.5～平成24.10.3、契約金額：2億5,371万1,500円)は、目黒通り街路築造事業関連の一環として、内径500mm配水本管の移設を行うものである。

ところで、建設工事公衆災害防止対策要綱(土木工事編)では、深さ1.5m以上の掘削作業を行うときは、土留工等切土面の崩落を防止するために必要な措置を講じなければならないと定めている。

しかしながら、本工事の試験掘りの施工状況について見ると、深さ1.5m以上の掘削作業を行っているにもかかわらず、一部において必要な措置が講じられていない施工が認められた。

このような状況は、切土面の崩落事故につながりかねない危険なものであり、工事を安全に施工するためには、関係法令等を守った安全対策を確実に実施すべきである。

工事の安全管理について受注者を適切に指導、監督されたい。

(水 道 局)

(21) 工事の安全管理について受注者を適切に指導、監督すべきもの (指摘事項)

玉川浄水場保全薬品管理所屋根等補修工事(世田谷区玉川田園調布一丁目19番1号、工期：平成24.10.26～平成24.12.21、契約金額：339万1,500円)は、保全薬品管理所の屋上シート防水が台風で全面剥離したため、屋上防水を補修するとともに老朽化した堅樋を交換するものである。

このうち、屋上から地上までの堅樋交換には外部枠組足場が必要となるが、外部枠組足場の設置は、東京都建築工事標準仕様書で定める「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、手すり先行工法で行うこととなっている。

しかしながら、当該工事の外部枠組足場について見ると、手すり先行工法で行っていない。

このことは、足場の組立て・解体作業での安全性を確保できず、適切でない。

工事の安全管理について受注者を適切に指導、監督されたい。

(水道局)

(注) 手すり先行工法

足場の組立て・解体時に、作業員が足場の作業床に乗る前に、当該作業床の端となる箇所に適切な手すりを先行して設置し、常に外側を囲まれた状態で作業が出来る工法

(22) 工事の施工管理について受注者を適切に指導、監督すべきもの (指摘事項)

新宿副都心水リサイクルセンター配水施設改良工事(新宿区西新宿六丁目6番2号(新宿国際ビルディング内)、工期：平成24.11.28～平成25.3.14、契約金額：2,518万9,500円)は、新宿副都心水リサイクルセンターにおいて、貯水槽上部を資機材搬出入路として使用するため、カバーを改良するものである。

ところで、カバーを支えるH形鋼の塗装について見ると、工場での塗装施工時の気温や塗装厚の記録はあるものの、塗装作業時の記録写真がないことから、工事後に塗装の施工管理状況が確認できず適切でない。

工事の施工管理について受注者を適切に指導、監督されたい。

(下水道局)

(23) クレーン作業について受注者を適切に指導、監督すべきもの (指摘事項)

文京区向丘一丁目、白山一丁目付近再構築工事(文京区向丘一丁目、白山一丁目、西片二丁目、工期：平成23.10.4～平成24.10.22、契約金額：1億6,116万8,700円)は、既設の老朽化した下水管の更新と、これに伴うマンホールの再構築を行うものである。

このうち、マンホール構築の工事記録写真を見ると、マンホールの部品である底版や側塊をクレーンで地上から据付箇所に吊降ろす際に、作業員を部材に乗せて吊降ろしていることが認められた。

このことは、クレーン等安全規則に定められた規定に反するものであり、危険な作業である。
クレーン作業について受注者を適切に指導、監督されたい。

(下 水 道 局)

4 その他

(24) 既済部分払に係る手続を適切に行うべきもの (指摘事項)

大見晴園地便所改築工事(八王子市高尾町地内、工期:平成23.7.1~平成24.5.31、
契約金額:1億3,524万円)は、高尾山大見晴園地において、観光客の増加に伴うトイレ
不足を解消するため、トイレの改築工事を行うものである。

今回工事においては、工期延伸の変更手続後、契約約款第38条により、平成24年3月29
日に既済部分検査の請求を受け、既済部分払いを行っている。

ところで、局建築工事部分払事務処理細目(以下「事務処理細目」という。)によると、既済
部分払の金額については、出来形に応じて工種ごとに認定率を乗じた額としている。

しかしながら、定められた認定率を用いないなど事務処理細目に基づいた手続が行なわれて
いないことは適切でない。

既済部分払に係る手続を適切に行われたい。

(環 境 局)

(25) 監督員の任命・通知と受注者の指導、監督を適正に行うべきもの (指摘事項)

清瀬水再生センター側溝蓋等修繕ほか1件(清瀬市下宿三丁目1375番地(清瀬水再生セ
ンター内)、工期:平成24.8.10~平成24.9.6、契約金額:231万円)は、清
瀬水再生センターの側溝蓋等の経年劣化による損傷の修繕を行うものである。

当該工事では、工事を監理する監督員の任命が行われておらず、受注者への通知も行われて
いないことが認められた。また、受注者が提出義務を負う労災保険加入確認書の受理が認めら
なかった。

工事を適切に監理する上で必要不可欠な監督員の任命と通知や、労災保険法が守られている
かを確認する労災保険加入確認書の受理がされていないことは、適正ではない。

監督員の任命・通知と受注者の指導、監督を適正に行われたい。

(下 水 道 局)

別表 平成25年工事監査対象一覧表

対 象 局 対 象 期 間	対 象 工 事 等	件 数	対 象 額
総 務 局 平成 25. 9. 2 ～ 25. 9. 4	・東京都防災行政無線 (24) 小笠原支庁ほか2 か所バックアップ回線改修工事 ・東京都公文書館照明設備改修工事 ほか	件 15	百万円 143
財 務 局 平成 25. 5. 22 ～ 25. 6. 6	・東京都福祉保健局板橋キャンパス(24)仲町用 地外構整備工事 ・東京都子ども家庭総合センター(仮称)(21) 新築工事 ほか	554	157,044
主 税 局 平成 25. 9. 2 ～ 25. 9. 4	・東京都墨田都税事務所(24)非常照明設備改修 工事 ・東京都八王子合同庁舎外2所(24)内部等 改修工事 ほか	42	448
生活文化局 平成 25. 4. 17 ～ 25. 4. 19	・東京都現代美術館(24)シャッター及びトップ ライトシーリング改修工事 ・東京都現代美術館(24)監視カメラ設備改修工 事 ほか	23	241
オリンピック・ パラリンピック 準備局 平成 25. 4. 17 ～ 25. 4. 19	・東京体育館 (24) 東側通路舗装補修工事 ・駒沢オリンピック公園総合運動場 (24) 陸上競技 場・体育館改修工事 (その2) ほか	43	1,505
都市整備局 平成 25. 6. 5 ～ 25. 6. 28	・道路改良工事 (24土-1) ・都営住宅24H-131東(江東区千石一丁 目)工事 ほか	1,104	102,819
環 境 局 平成 25. 1. 29 ～ 25. 2. 1	・檜原都民の森大滝の道木柵改修工事 ・大見晴園地便所改築工事 ほか	103	3,042
福祉保健局 平成 25. 10. 7 ～ 25. 10. 10	・東京都白鬚東倉庫(H24)搬送機器等改修工事 ・東京都立萩山実務学校(23)児童棟増築電気設 備工事 ほか	173	2,240
病院経営本部 平成 25. 9. 9 ～ 25. 9. 12	・都立広尾病院 (24) 熱源機械室改修工事 ・荏原病院(H24)熱電併給設備ガスエンジン分 解整備工事 ほか	90	3,052

対 象 局 対 象 期 間	対 象 工 事 等	件 数	対 象 額
産業労働局 平成 25. 1. 29 ～ 25. 2. 1	・樽沢奥地保安林保全緊急対策工事 ・東京国際フォーラム (24) 駐車場・地上広場 修繕 ほか	件 121	百万円 1,709
中央卸売市場 平成 25. 1. 23 ～ 25. 1. 28	・淀橋市場 (23) 新仲卸業者売場棟建設工事 ・足立市場 (23) 冷蔵庫棟冷凍機器等改修工事 ほか	367	62,078
建 設 局 平成 25. 9. 6 ～ 25. 10. 9	・中川堤防緑化工事その 6 ・環 2 虎ノ門換気所 (仮称) 他建築工事 (2 4 ー環 2 虎ノ門) ほか	3,808	288,736
港 湾 局 平成 25. 2. 5 ～ 25. 2. 26	・平成 2 4 年度中央防波堤内側ユニットロード ふ頭荷役連絡所新築工事 ・平成 2 3 年度中央防波堤外側外貿コンテナふ 頭 (-16m) 護岸改良工事 (その 6) ほか	779	58,629
東京消防庁 平成 25. 2. 13 ～ 25. 2. 19	・葛西消防署雷訓練場舗装改修工事 ・東京消防庁第八消防方面本部事務棟庁舎 (23) 増築電気設備工事 ほか	681	21,273
交 通 局 平成 25. 1. 16 ～ 25. 1. 22	・三田線春日駅エレベーター設置土木・建築そ の他工事 ・新宿線本八幡駅給水設備更新その他工事 ほか	725	40,737
水 道 局 平成 25. 5. 15 ～ 25. 5. 29	・大船ポンプ所 (仮称) 築造及び送水管 (700 mm) 新設工事 ・東村山浄水場非常用自家発電設備設置工事 ほか	1,875	393,381
下 水 道 局 平成 25. 5. 30 ～ 25. 7. 2	・江東区越中島二丁目付近再構築工事 ・八王子水再生センター汚泥処理棟ほか 1 箇所 屋上防水工事 ほか	2,762	418,034
教 育 庁 平成 25. 2. 5 ～ 25. 2. 26	・都立駒場高等学校 (24) プール棟改修工事 ・都立白鷗高等学校 (24) 空調設備改修電気工 事 ほか	452	4,489
警 視 庁 平成 25. 9. 17 ～ 25. 9. 26	・オーバーヘッド式道路標識更新工事 (富坂警 察署ほか 1 署管内 (4 箇所)) ・警視庁青梅警察署庁舎 (22) 改築工事 ほか	1,214	79,126

対 象 局 対 象 期 間	対 象 工 事 等	件 数	対 象 額
島 し よ 平成 25. 4. 23 ～ 25. 5. 13	・平成 2 4 年度三宅島港湾空港施設点検等巡回 業務委託 ・道路改修工事（父－西町・東町の 6） ほか	件 742	百万円 19, 703
合 計		15, 673	1, 658, 437

- (注) 1 対象工事等は、監査対象期間に契約したもののほか、それ以前に契約し、継続施工していたもの等を含む。
- 2 件数及び対象額には、工事に伴う設計委託等を含む。
- 3 各局対象額は切り捨て表記のため、合計欄の金額とは一致しない。